

鹿児島市農業委員会委員募集要項

鹿児島市農業委員会委員（以下「農業委員」という。）の任期が令和7年4月28日で満了するため、次のとおり農業委員の募集を行います。

1 募集人員及び構成

(1) 募集人員

19人

※ 農業委員は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）及び同法施行規則（昭和26年農林省令第23号）の規定に基づき、「(2) 構成」のア・イに記載の方を含む必要があります。該当される方は、積極的な申し込みをお願いします。

また、年齢や性別に著しい偏りがないことも大切ですので、若い方や女性の方の積極的な申し込みをお願いします。

(2) 構成

ア 認定農業者等（注1）及び認定農業者等に準ずる者（注2） 原則過半数

イ 農業委員会の所掌する事項に利害関係を有しない者 1人以上

ウ その他

注1 認定農業者等

- ・ 認定農業者である個人
- ・ 認定農業者である法人の業務を執行する役員又は使用人（当該法人の耕作、養畜の事業に関する権限及び責任を有する者）

注2 認定農業者等に準ずる者

認定農業者であった者、認定農業者の農業に従事・経営参画する親族、認定新規就農者など。詳しくは後記8の（注意事項）をご覧ください。

2 主な業務内容

(1) 農地法に基づく農地の貸借、売買及び農地から農地以外への転用許可の可否の審議・決定等（現地調査を含む。）

(2) 総会（月1回開催）、合同委員会（年2回開催）、地区推進協議会（各地区で月1回開催）等への出席

※ 記載したそれぞれの開催回数は基本的な頻度です。

(3) 農地等の利用の最適化（担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）に係る業務

(4) 無断転用や遊休農地の解消に向けた利用状況調査（農地パトロール等）、相談活動等

(5) 農業の担い手の育成・確保と効果的な情報の提供活動

(6) その他法令に基づく農業委員会の業務等

3 任期

令和7年4月29日から令和10年4月28日（3年間）

4 農業委員の身分

本市の特別職の非常勤職員

5 報酬等

(1) 報酬 月額 64,000円

(2) 加算報酬 年額 240,000円以内で市長が別に定める額

(3) 費用弁償 日額 2,000円

（上記の報酬等の額は、令和6年9月末日現在の条例によるものであり、変動することがあります。）

6 推薦を受ける者及び応募する者の要件

農業委員となるには、農業者等（本人を除く。）や農業者で組織する団体等から推薦を受ける又は本人が自ら応募する方法があります。

推薦を受ける者及び応募する者は次の要件を満たしてください。

（要件）

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者。

ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 鹿児島市に住所を有しない者（特別な事情がある場合を除く。）

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員及びこれらと密接な関係を有する者

(5) 本市の職員（特別職を除く。）

7 募集期間等

(1) 募集期間

令和6年10月7日（月）から11月7日（木）まで

※ ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(2) 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

※ 郵送の場合は、令和 6 年 11 月 7 日（木）消印有効

(3) 提出先

農業委員会事務局本局又は各支局

※ 本局及び各支局の所在地等は、後記 12 「推薦及び応募に係る書類の提出先及び問い合わせ先」のとおり

8 推薦及び応募に係る手続き等

次の書類に所定の事項を記入のうえ、農業委員会事務局本局若しくは各支局に直接持参又は郵送で提出してください。

(1) 農業者等が個人で推薦する場合 様式第 1（個人推薦用）

※ 推薦にあたっては、農業者等 3 人以上が連名し、その代表者が推薦してください。

(2) 農業団体等が推薦する場合 様式第 2（団体推薦用）

(3) 個人で応募する場合 様式第 3（応募申込書）

（注意事項）

認定農業者等に準ずる者について

次のア～コのいずれかに該当する場合は「認定農業者等に準ずる者」に該当しますので、該当される方は、各様式にある「認定農業者」の欄中の「認定農業者でない」にチェック（）のうえ、その右側余白にその旨（例：認定農業者等に準ずる者の●に該当（●は以下に記載のア～コのいずれか。））を記載してください。書き方は、下記「※ 記入上の注意」にて示す「記入例」を参照。

ア 認定農業者であった者

イ 認定農業者の行う耕作又は養畜の事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族

ウ 認定就農者である個人

エ 認定就農者である法人の業務を執行する役員又は使用人（当該法人の耕作、養畜の事業に関する権限及び責任を有する者）

オ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）第 2 条第 4 項第 1 号ハに規定する組織の役員

カ 鹿児島市内の地域計画や人・農地プラン、畜産クラスター計画に位置付けられた農業者である個人であって、該当区域における農業で中心的役割を果たすと見込まれる者

キ 鹿児島市内の地域計画や人・農地プラン、畜産クラスター計画に位置付けられた農業者である法人であって、当該区域における農業で中心的な役割を果たすと見込まれる法人の業務を執行する役員又は使用人（当該法人の耕作、養畜の事業に関する権限及び責

任を有する者)

ク 農業の経営又は技術について優れた知識及び経験を有し、地域において指導的立場にある者として地方公共団体に認められた農業者（指導農業士、農業経営士、青年農業士、普及指導協力員、農業女性アドバイザーなど。）

ケ 鹿児島市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和5年9月策定）中の「第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標」の水準に達している者（以下「基本構想水準到達者」という。）である個人

コ 基本構想水準到達者である法人の業務を執行する役員又は使用人（当該法人の耕作、養畜の事業に関する権限及び責任を有する者）

※ 記入上の注意

記入にあたっては、記入例を参考にできるだけ具体的に記入してください。

※ 推薦・応募書類は、農業委員会事務局本局及び各支局の窓口で配布するほか、本市のホームページからダウンロードすることもできます。

(<http://www.city.kagoshima.lg.jp/>)

9 推薦及び応募状況の公表

(1) 公表の時期及び方法

募集期間の中間及び終了後に本市のホームページで公開します。

(2) 公表の内容

ア 推薦者が個人である場合は、代表者の氏名、職業、年齢及び性別

イ 推薦者が法人又は団体である場合は、その名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員たる資格

ウ 推薦を受けた者（以下「被推薦者」という。）又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況

エ 被推薦者又は応募者が認定農業者等に該当するか否かの別

オ 推薦又は応募の理由、抱負

カ 被推薦者の数及びそのうちの認定農業者等の数

キ 応募者の数及びそのうちの認定農業者等の数

10 選考方法等

市において、提出された書類をもとに被推薦者及び応募者の中から評価委員会の意見を参考に農業委員候補者を選定し、市議会の同意を得たうえで農業委員を任命します。

必要に応じて、提出書類に記載された内容の確認や面接等を行う場合があります。

1 1 その他

- (1) 選考結果は、被推薦者、応募者及び推薦者（代表者）に文書で通知します。
- (2) 提出書類は、返却しません。
- (3) 提出書類に記載された個人情報は適正に管理し、本目的以外には使用しません。
- (4) 被推薦者及び応募者のうち農業委員候補者の選外となった方が、今後募集予定の農地利用最適化推進委員になることを希望される場合は、別途、推進委員への推薦を受けること又は応募することができます。

なお、農業委員と農地利用最適化推進委員は同時に兼ねることができません。

1 2 推薦及び応募に係る書類の提出先及び問い合わせ先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号 みなと大通り別館4階

鹿児島市農業委員会事務局本局

電話番号：099-216-1466

※ 下記、各支局においては、推薦書類及び応募書類の配布・受付のみ実施します。

谷山支局：〒891-0194 谷山中央4丁目4927番地（谷山支所3階）

伊敷支局：〒890-0008 伊敷5丁目15番1号（伊敷支所3階）

吉野支局：〒892-0871 吉野町3256番地3（吉野支所2階）

吉田支局：〒891-1392 本城町1696番地（吉田支所2階）

桜島支局：〒891-1415 桜島藤野町1439番地（桜島支所1階）

喜入支局：〒891-0203 喜入町7000番地（喜入支所2階）

松元支局：〒899-2792 上谷口町2883番地（松元支所2階）

郡山支局：〒891-1192 郡山町141番地（郡山支所1階）